

【中小企業・小規模事業者・個人事業者のみなさまへ】

## 中小企業退職金共済掛金補助金制度のご案内

能登町は、勤労者の福祉の増進と雇用の促進・安定を図るため、退職金共済制度へ新たに加入した事業者に対し、支払った掛金の一部を補助します。国からの助成金と併用して受けることができます。

### ■ 対象となる共済制度

中小企業退職金共済

(加入方法については、中小企業退職金共済HPをご覧ください)

### ■ 対象となる事業者

町内に事業所を有する事業者で、次のいずれにも該当するもの

- (1) 1年以上同一事業を営んでいること
- (2) 雇用する従業員を新たに被共済者とし、退職金共済契約に基づく掛金を、当該契約を締結した日の属する月から起算して12か月分を納付していること
- (3) 町税を滞納していないこと

### ■ 補助金

被共済者1人1か月の共済掛金(限度額を5,000円)に100分の20を乗じて得た額の12か月分とする。

年額12,000円を限度

### ■ 申請方法及び申請書類

以下の書類をそろえて期限までに提出して下さい。

- (1) 能登町中小企業退職金共済掛金補助金交付申請書
- (2) 退職金共済掛金払込明細書
- (3) 退職金共済手帳または被共済者証の写し

※ 対象となる事業者には、共済からの報告をもとに、能登町から毎年1月上旬に(1)～(2)の書類を郵送します。

また、能登町HPからもダウンロードできます。

### ■ 申請期限

毎年2月末

※詳しくは、町のホームページでご確認下さい

問合せ先・申請先 能登町ふるさと振興課  
〒927-0492 能登町字宇出津ト字50番地1  
TEL: 0768-62-8526 (直)

